

主任介護支援専門員更新研修Q & A [令和7年4月現在]

該当要件	Q・A	内 容
【要件1】 に関する質問	Q1	昨年度までは、主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修の修了年度ではなかったでしょうか 令和7年度より、「主任介護支援専門員の有効満了日がいつなのか」に変更となりました。
	A	令和7年度受講対象となるのは主任介護支援専門員(更新)研修修了証明書の有効期間満了日が令和8年1月1日から令和9年12月31日までの方です。 ※主任介護支援専門員資格の期限内であることが必要。
【要件1】 に関する質問	Q2	介護支援専門員証の有効期間満了後であっても、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間内であれば研修を受講できますか
	A	受講できません。 介護支援専門員証の有効期間が満了した場合は、主任介護支援専門員資格も失効されます 主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限満了日までに介護支援専門員証の有効期間が満了する方は、介護支援専門員更新研修を受講し一度、介護支援専門員証を更新して下さい
【要件2】 に関する質問	Q1	提出事例は他の介護支援専門員に対する指導・支援の事例でなければならないか
	A	受講者自身が他の介護支援専門員へのケアマネジメント実践における指導・支援をした事例の提出ができることが条件です。自分自身の事例は不可です。
	Q2	一人ケアマネの場合は指導・支援の事例提出が極めて困難であるがどうしたら良いか
A	地域において活動の機会を得ていただくなど、色々な機会に指導の場を見つけてください。地域包括支援センターにも相談されることをお勧めします。	
【要件2】 に関する質問	Q3	事例（指導事例）の提出が必要になっていますが、現任でないと受講できませんか
	A	現在の介護支援専門員資格有効期限内に介護支援専門員として実務に従事していれば可能です。 但し、指導・支援の事例の提出が出来なければ受講はできません。
【要件3】 (1) に関する質問	Q1	研修企画、講師・ファシリテーターの経験の算定できる期間はどのような範囲ですか
	A	対象期間は現在の主任介護支援専門員の有効期間内で令和7年4月30日現在です。
	Q2	研修企画、講師・ファシリテーターの経験で介護支援専門員向け研修とあるが介護支援専門員限定でないといけないか
	A	受講対象者を介護支援専門員のみ限定するものではありません。 介護支援専門員を含めた介護・相談職全般の研修等も対象となります
	Q3	ファシリテーターとはどのような役割が該当しますか
A	研修実施機関から依頼を受け、研修時に講師と共に受講者へ指導・助言を行う等により、研修の進行を推進する者をいいます 受付や進行等司会的役割のみでは該当しません。主催者からの依頼文書等、講師やファシリテーターであることのできる文書の写しをデータ化し申込時添付必須です。	
【要件3】 (1) に関する質問	Q4	介護支援専門員に係る研修の企画とはどのような役割が該当しますか
	A	年間を通じて、介護支援専門員に係る研修の企画担当者（研修委員や役員としての参画等）として、企画から開催まで主に関わった場合を示します 企画業務への関わりが薄い場合（講師依頼、会場予約、研修案内作成、受講者管理等事務のみへの関わり）は該当しません
【要件3】 (1) に関する質問	Q5	同一法人内での勉強会などの研修は該当しますか
	A	該当しません。 研修受講対象者に他法人などの受講者が含まれていれば該当します
【要件3】 (3) に関する質問	Q1	実務研修の研修実施機関として実習生を受け入れ指導を行った場合は受講条件に該当するか。
	A	該当する場合、受け入れ回数ほどの期間に何回行えばよいか 令和7年度「研修の手引き」P8(3)に該当します。
【要件3】 (3) に関する質問	A	研修実施機関である福島県社会福祉協議会発行の見学実習において実習指導した証明書（実施機関の公印のあるもの）をデータ化し申込時添付必須になります 対象期間は現在の主任介護支援専門員の有効期間内で受講申込日の前日までに1回以上です
	Q1	対象となる法定外研修とは何か
【要件4】 (1) に関する質問	A	内容が介護支援専門員の資質向上に資するもので、1回あたりの研修時間は概ね1時間以上であること 法定研修（介護支援専門員実務研修、更新研修（専門Ⅰ、専門Ⅱ）、再研修、主任介護支援専門員研修等）以外の研修で介護支援専門員として必要とされる専門知識・技術を習得するための研修等をいいます。 ※事例検討会や多職種会議、パソコン教室、英会話教室等は該当しません。
	Q2	「法定外の研修に年4回以上参加した者」とありますが、令和7年度の受講の場合の年4回以上とはどの期間に何回以上となりますか
	A	年4回とは、令和7年4月30日から過去5年間のうち任意の12ヶ月間を選びその中の4回以上となります。
	Q3	研修への参加証明はどのようにすればよいか
A	「介護支援専門員の法定外研修受講の証明書 様式9」をご自身で記入(入力)後データ化し申込時添付してください。 ※研修毎に1枚作成し、計4枚を申込時添付してください	
【要件4】 (1) に関する質問	Q4	法定外の対象となる研修を探すにはどのような方法がありますか
	A	地域協議会、福島県介護支援専門員協会、日本協会等で、研修を予定しておりますのでホームページをこまめに確認なさることをお勧めします。 県、または市町村のホームページにも掲載されているところもあります
登録・更新に関する質問	Q1	主任介護支援専門員資格の有効期間は？
	A	主任介護支援専門員の有効期間満了日は主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修の修了日から原則5年間となります。修了書に有効期限が記載されますのでご確認ください。
	Q2	主任介護支援専門員更新研修を受講しなかった場合どうなりますか
	A	主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が満了した場合は、主任としての資格喪失となります。 但し、介護支援専門員証の有効期間内であれば、介護支援専門員としての業務に従事することは可能です
	Q3	主任介護支援専門員更新研修を受講すれば、介護支援専門員証の更新研修は受講しなくて良いか
	A	介護支援専門員証の有効期間が切れず、主任介護支援専門員更新研修の受講要件を満たした場合には、主任介護支援専門員更新研修を受講かつ修了すれば、通常の介護支援専門員更新研修は免除となります。（介護支援専門員証の更新手続きは必要です） 主任更新研修受講をもって介護支援専門員の更新研修が不要となるのは、更新時期がほぼ重なる方のみです。 詳しくは当協会ホームページ内の法定研修受講要件フローチャートにてご確認ください。
Q4	主任介護支援専門員更新研修を修了した後に更新申請の手続きは必要ですか	
A	別途、更新の手続きが必要で福島県高齢福祉課へ必要書類を提出してください。 但し、介護支援専門員更新研修を修了しただけでは介護支援専門員証の更新手続きは免除とはなりません	
Q5	主任介護支援専門員資格を更新しなかったのですが、再度主任介護支援専門員の資格を得るにはどうすれば良いですか	
A	主任介護支援専門員更新研修を受講せず、資格を喪失した場合は、再度主任介護支援専門員研修から受講する必要があります	
Q6	主任介護支援専門員更新研修が修了する前に介護支援専門員証の有効期間が満了する場合、主任介護支援専門員更新研修を受講できますか	
A	受講できません 介護支援専門員証の有効期間内に主任更新研修を修了できない場合は、先に通常の更新研修（専門Ⅱ）を受講していただき、介護支援専門員証の有効期間を更新した後、主任介護支援専門員更新研修を受講して下さい 詳しくは当協会ホームページ内の法定研修受講要件フローチャートにてご確認ください。	